# 鹿児島県公報

平成30年4月20日(金)第3409号



鹿 発 行 〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 集総務部学事法制課 定例発行日 (每週火,金)

次 目

(※については例規集登載事項)

(選挙管理委員会取扱い) 17

ページ 告 示 ○保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 1 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援 医療機関の指定 (障害福祉課取扱い) 2 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2 ○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (高齢者生き生き推進課取扱い) 2 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業の廃止 (高齢者生き生き推進課取扱い) 3 ○介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業者の指定(高齢者生き生き推進課取扱い)3 ○障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく障害者就業・生活支援センターの変更事 項の届出 (雇用労政課取扱い) 3 ○漁船保険付保義務発生 (水産振興課取扱い) 4 ○肥料の登録の有効期間の更新 (食の安全推進課取扱い) 4 ○県営土地改良事業の換地計画の決定 (農地整備課取扱い) 5 ○県営土地改良事業に係る換地処分 (農地整備課取扱い) 5 ○基本測量の実施 (監理課取扱い) 5 (監理課取扱い) 5 ○基本測量の終了 ○都市計画地区計画の決定に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 5 ○都市計画ごみ焼却場の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 6 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービスの事業の廃止 (2件) (大隅地域振興局取扱い) 6 ○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉 サービス事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 6 ○児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大島支庁取扱い) 7 公 ○平成30年度狩猟免許試験公告 (自然保護課取扱い) 7 ○平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告 (自然保護課取扱い) 9 ○大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告 (商工政策課取扱い) 12 ○競争入札の参加者の資格に関する公告 (管財課取扱い) 12 教育委員会告示 ○指定文化財の指定 (文化財課取扱い) 13 選挙管理委員会告示 ○直接請求の連署に必要な有権者の数(※) (選挙管理委員会取扱い) 16 (選挙管理委員会取扱い) 17 ○個人演説会等を開催することができる施設の指定の一部改正

示

○不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正(※)

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により,次のとおり保安林として 指定する予定である。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 保安林予定森林の所在場所
  - 出水郡長島町獅子島字池田2495番1, 2498番, 2498番4, 2499番1
- 2 指定の目的
  - 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
      - 字池田2495番1・2498番(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村 森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり 推進課及び長島町役場に備え置いて縦覧に供する。)

#### 鹿児島県告示第507号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

		薬	局	指定年月	自立支援医療
名	称		所 在 地	日	の種類
ホワイト薬局			鹿児島市薬師一丁目12-8	平成30年	精神通院医療
				4月1日	
ピエール薬局			鹿児島市郡元一丁目4番3号	平成30年	精神通院医療
			-102号	4月1日	

#### 鹿児島県告示第508号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次 のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	指定	Ì	廃止年月	サービス	
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃 正 平 月 日	の種類
ヘルパーステー	日置市伊集院町	医療法人めぐみ	日置市伊集院町	久保 洋文	平成30年	訪問介護
ションいじゅう	郡1761番地	会	猪鹿倉96番5		3月31日	
いん						
奄美佳南園デイ	奄美市名瀬平田	社会福祉法人聖	静岡県浜松市中	山本 敏博	平成30年	通所介護
サービスセンタ	町 7 — 15	隷福祉事業団	区住吉二丁目12		3月31日	
_			番12号			

#### 鹿児島県告示第509号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により,次のとおり指定居宅

サービス事業者として指定した。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事	業所		* + 7 -	11. 13 =		
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	サービスの種類
サービス付き高	阿久根市波留	社会福祉法人顕	阿久根市波留	野元 一臣	平成30年	特定施設
齢者向け住宅ひ	1118番地11	浄会	1118番地 5		4月1日	入居者生
かり						活介護

### 鹿児島県告示第510号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により,指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止の届出があった。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

	事	業所	指定介護予防サービス事業者				<b>威</b> 左	サービス
	名 称	所 在 地	名	称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	廃止年月日	の種類
3	デイサービスセ	出水郡長島町川	特定非'	営利活動	出水郡長島町川	京田 一則	平成30年	介護予防
	ンターすいせん	床3410番地1	法人ふ	うしゃ	床3410-1		3月27日	通所介護
J	ヘルパーステー	日置市伊集院町	医療法	人めぐみ	日置市伊集院町	久保 洋文	平成30年	介護予防
1	ションいじゅう	郡1761番地	会		猪鹿倉96番5		3月31日	訪問介護
ĵ	いん							

#### 鹿児島県告示第511号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護 予防サービス事業者として指定した。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

事業	業 所	申 請 者			松安左口	サービス
名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の 所在地	代表者の氏 名	指定年月 日	の種類
訪問看護ステー	日置市伊集院町	株式会社友助会	日置市吹上町花	大知 佑介	平成30年	介護予防
ションラポル	徳重三丁目3-		熟 里 225大 福 第		4月1日	訪問看護
	15 - 1		6ビル1F			
サービス付き高	阿久根市波留	社会福祉法人顕	阿久根市波留	野元 一臣	平成30年	介護予防
齢者向け住宅ひ	1118番地11	浄会	1118番地 5		4月1日	特定施設
カッり						入居者生
						活介護

#### 鹿児島県告示第512号

障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和35年法律第123号)第27条第3項の規定により、 障害者就業・生活支援センターから次のとおり変更の届出があった。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 障害者就業・生活支援センターの名称及び住所 社会福祉法人暁星会

熊毛郡中種子町野間6584番地1

2 変更の内容

変更事項 変 更 前	変更後	変更年月日
------------	-----	-------

事務所の所在熊毛郡中種子町野間5297熊毛郡中種子町野間5181平成30年4月1日地番地15番地4

#### 鹿児島県告示第513号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条の2第2項の規定による届出を審査した 結果,大和加入区について,同法第112条第1項の規定による同意があったものと認める。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

### 鹿児島県告示第514号

肥料取締法 (昭和25年法律第127号) 第12条第2項の規定により,次のとおり肥料の登録の 有効期間を更新した。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

					此儿田乐川	<u>ナ</u> ール	
ZV 43. II.	更新後の	m w a te	m w a a			生 産	業者
登録番号	登録の有	肥料の種	肥料の名	保証成分量(%)	その他の規格	氏名又は	A- 55
万	効期限	類	称			名称	住 所
鹿児島	平成36年	ごま油か	ごま油粕	窒素全量 6.0	該当なし	有限会社	姶良郡湧
県肥第	6 月 2 9 日	す及びそ		りん酸全量 4.0		鹿北製油	水町米永
1130号		の粉末		加里全量 1.0			3122 - 1
鹿児島	平成36年	なたね油	5.3なたね	窒素全量 5.3	該当なし	有限会社	姶良郡湧
県肥第	3月23日	かす及び	油粕粉末	りん酸全量 2.0		鹿北製油	水町米永
1238号		その粉末		加里全量 1.0			3122 - 1
鹿児島	平成36年	配合肥料	イキイキ	窒素全量 3.5	含有を許される有	株式会社	曽於市財
県肥第	4月12日		配合	りん酸全量 6.0	害成分の最大量及	シゼン	部町下財
1293号				内く溶性りん	びその他の制限事		部1611番
				酸 3.0	項は公定規格のと		地 2
				加里全量 4.0	おり		
				内く溶性加里			
				3.0			
				内水溶性加里			
				2.0			
				く溶性苦土 1.0			
鹿児島	平成36年	配合肥料	ミネラル	窒素全量 2.5	含有を許される有	株式会社	曽於市財
県肥第	4月12日		配合油粕	りん酸全量 7.0	害成分の最大量及	シゼン	部町下財
1294号				内く溶性りん	びその他の制限事		部1611番
				酸 6.0	項は公定規格のと		地 2
				加里全量 8.0	おり		
				内く溶性加里			
				7.5			
				内水溶性加里			
				5.0			
				く溶性苦土 2.5			
鹿児島	平成36年	混合有機	マルニ有	窒素全量 2.5	含有を許される有	九州昭和	志布志市
県肥第	3月23日	質肥料	機肥料	りん酸全量 4.5	害成分の最大量及	産業株式	志布志町
1237号				加里全量 1.5	びその他の制限事	会社	志 布 志
					項は公定規格のと		3309番地
					おり		

#### 鹿児島県告示第515号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第1項の規定により,土地改良事業県営畑 地帯総合整備(担い手育成型)岸元地区の換地計画を定めたので,関係書類を次のとおり縦覧 に供する。

なお,この決定に不服のある者は,縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に,鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

 縦覧書類の名称 換地計画書の写し

2 縦覧期間

平成30年4月23日から同年5月23日まで

3 縦覧場所

与論町役場産業振興課

### 鹿児島県告示第516号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第89条の2第9項の規定により,土地改良事業県営農村振興総合整備霧島西部地区中福良換地区の換地計画に係る換地処分を,平成30年4月3日に行った。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第517号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 作業の種類 基本測量(空中写真撮影及びオルソ作成)
- 2 作業の期間 平成30年4月13日から平成31年3月31日まで
- 3 作業の地域 鹿児島市,指宿市及び南九州市

### 鹿児島県告示第518号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土地理院長から平成29年4月4日鹿児島県告示第496号で告示した基本測量の実施は、平成30年3月31日終了した旨の通知があった。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

#### 鹿児島県告示第519号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第1項の規定により鹿児島市から都市計画の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿児島都市計画地区計画
  - (2) 名称 高麗町キ・ラ・メ・キ テラス地区地区計画
- 2 関係図書の縦覧場所

鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第520号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により指宿市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 指宿都市計画ごみ焼却場
  - (2) 名称 指宿広域クリーンセンター
- 関係図書の縦覧場所 鹿児島県土木部都市計画課

#### 大隅地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月20日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事業	業 所	指定障	<b>成</b> 1. 左 1	障害福祉		
to the			主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
グループホーム	肝属郡錦江町田	社会福祉法人白	肝属郡南大隅町	中村 隆重	平成30年	共同生活
田代 代川原5908番地		鳩会	根占川北2105番		3月31日	援助
	1		地			

### 大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

平成30年4月20日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

	事業	業 所	指定	章害福祉サービス事業	<b>威山左口</b>	障害福祉	
h th		= + 14	to the	主たる事務所の	代表者の氏	廃止年月	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	Ħ	の種類	
ニチ	イケアセン	鹿屋市寿四丁目	株式会社ニチイ	東京都千代田区	森 信介	平成30年	同行援護
ター	·鹿屋	6-16-2サン	学館	神田駿河台二丁		4月30日	
		ハイツ寿 <b>IV</b> 101		目9番地			

#### 大隅地域振興局告示第12号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第 29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

平成30年4月20日

大隅地域振興局長 堀之内健郎

事	業所			- 指定年月	障害福祉	
by sh			主たる事務所の		代表者の氏	サービス
名 称	所 在 地	名 称	所在地	名	日	の種類
わんぴーす	曽於市末吉町南	株式会社SMK	宮崎県都城市五	山元 優子	平成30年	就労継続
	之郷136番地2		十町2418番地3		3月1日	支援B型
いっぽ	曽於市末吉町上	一般社団法人ハ	曽於市末吉町上	栗木 惠子	平成30年	就労継続
	町四丁目10番地	ルナ	町四丁目10番地		3月1日	支援 B 型

11

### 大島支庁告示第7号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定 障害児通所支援事業者として指定した。

平成30年4月20日

大島支庁長 松本俊一

	事業所			申請者				障害児通
kz	£4-	== <del>*</del>	kı	Ŧ/ <del>-</del>	主たる事務所の	代表者の氏	指定年月	所支援の
名	称	所 在 地	名	称	所在地	名	日	種類
ぽてと		大島郡知名町大	特定非	営利活動	大島郡知名町大	内山 将哉	平成30年	保育所等
		字住吉2438番地	法人お	きえらぶ	字瀬利覚2050番		4月1日	訪問支援
			子ども	リハビリ	地10シーサイド			
			サポー	トセンタ	ハイツB棟2F			
			<u>_</u>					

#### 告 公

平成30年度狩猟免許試験公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」と いう。)第41条の規定により、狩猟免許試験を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 試験の場所,期日及び開始時刻

### (1) 第1回試験

場	所	期	日		開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局本庁	舎(鹿児島市小川	平成30年7月	29日 (	(日)	午前9時
町 3 番56号)					
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎	(南さつま市加世				
田東本町8番地13)					
鹿児島県北薩地域振興局出水庁	舎(出水市昭和町				
18番18号)					
鹿児島県姶良·伊佐地域振興局	本庁舎(姶良市加				
治木町諏訪町12番地)					
鹿屋市中央公民館(鹿屋市北田	町11103番)				
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎(	熊毛郡屋久島町安				
房650番地)					
鹿児島県大島支庁舎(奄美市名瀬	頁永田町17番3号)				

#### (2) 第2回試験

場	所	期	日		開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置点	宁舎 (日置市伊集	平成30年8	月26日	(日)	午前9時
院町下谷口1960番地1)					
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎	) 含(指宿市十二町				
301番地)					
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎	(薩摩川内市神田				
町1番22号)					
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局係	#佐庁舎 (伊佐市				
大口里53番地1)					
鹿児島県大隅地域振興局曽於庁舎	6(曽於市大隅町				
岩川5677番地)					

鹿児島県熊毛支庁舎(西之表市西之表7590番地)
;町役場(大島郡徳之島町亀津7203番地

#### (3) 第3回試験

場	所	期	日	開始時刻
鹿児島県庁講堂	(鹿児島市鴨池新町10番1号)	平成31年1月	月27日 (日)	午前9時

#### 2 受験資格

鹿児島県内に住所を有する者で、次のいずれにも該当しないものであること。

- (1) 網猟免許及びわな猟免許にあっては18歳に,第一種銃猟免許及び第二種銃猟免許にあっては20歳に,それぞれ満たない者
- (2) 統合失調症、そううつ病(そう病及びうつ病を含む。)、てんかん(発作が再発するおそれがないもの、発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡眠中に限り再発するものを除く。)その他自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかっている者
- (3) 麻薬, 大麻, あへん又は覚醒剤の中毒者
- (4) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著しく低い者((1)から(3)までに該当する者を除く。)
- (5) 法又は法に基づく命令の規定に違反して、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、 又は執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者
- (6) 受験しようとする狩猟免許と同一の種類の免許を法第52条第2項第1号の規定により取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者

#### 3 受験手続

#### (1) 提出書類等

ア 狩猟免許申請書

- イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者にあっては,猟銃・空気銃所持許可証の写し
- ウ 2の(2)から(4)までに該当する者でない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法第 4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は,提出を要しない。)
- エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0センチメートル,横の長さ2.4センチメートルのもので,その裏面に氏名及び撮影年月日を記載したもの)1枚
- オ 狩猟免許申請手数料 5,200円(法第49条各号のいずれかに該当する者にあっては,3,900円) (5,200円分又は3,900円分の鹿児島県収入証紙を免許申請書に貼り付けて提出すること。なお,提出書類等を受理した後は,狩猟免許申請手数料は返還しない。)カ 82円分の切手
- (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお,送付の方法により提出する場合は,封筒の表面に「狩猟免許申請書在中」と朱書 し、書留郵便とすること。

(3) 提出書類等の提出期間

ア 第1回試験を受けようとする者

平成30年6月18日(月)から同年7月13日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回試験を受けようとする者

平成30年7月17日(火)から同年8月10日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

ウ 第3回試験を受けようとする者

平成30年12月10日(月)から平成31年1月11日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のあるものまで受け付ける。

### 4 免許申請書の用紙の交付

免許申請書の用紙は, 鹿児島県環境林務部自然保護課, 各地域振興局, 各支庁, 一般社団 法人鹿児島県猟友会, 同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお,免許申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は,宛先及び郵便番号を明記し,82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

#### 5 その他

- (1) 免許申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して試験の場所及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において試験を受けること。
  - なお, 試験を受ける際は, 受験票を必ず持参すること。
- (2) 指定された試験の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された試験の期日の3日前(その日が休日のときは、その前日)までになされた場合に限り受け付ける。

- (3) 試験に合格した者には、後日狩猟免状を交付する。
- (4) 不正の手段によって狩猟免許試験を受け、又は受けようとした者に対しては、その試験を停止し、又は合格の決定を取り消し、狩猟免状を返還させる。
- (5) 狩猟免許試験に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課(電話099-286-2111内線2616),各地域振興局、各支庁、一般社団法人鹿児島県猟友会(電話099-222-9449),同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

.....

平成30年度狩猟免許更新に係る適性試験及び講習の実施公告

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第51条第2項の規定により適性試験を,同条第4項の規定により講習を次のとおり実施する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

### 1 適性試験及び講習の場所,期日及び開始時刻

#### (1) 第1回適性試験及び講習

場	所	期	日		開始時刻
鹿児島県鹿児島地域振興局日置庁	舎(日置市伊集	平成30年7	月8日	(日)	午前9時
院町下谷口1960番地1)					
市来地域公民館(いちき串木野市	<b>ī湊町一丁目102</b>	平成30年7	月11日	(水)	
番地)					
鹿児島総合卸商業団地協同組合(	オロシティホー	平成30年7	月24日	(火)	
ル) (鹿児島市卸本町6番地12)					
かごしま県民交流センター(鹿児	島市山下町14番	平成30年8	月19日	(日)	
50号)					
かごしま県民交流センター(鹿児	島市山下町14番	平成30年8	月30日	(木)	
50号)					
鹿児島県南薩地域振興局指宿庁舎	(指宿市十二町	平成30年7	月8日	(日)	
301番地)					
鹿児島県南薩地域振興局本庁舎(	南さつま市加世	平成30年8	月5日	(日)	
田東本町8番地13)					
南九州市コミュニティセンター知	覧文化会館(南	平成30年8	月8日	(水)	
九州市知覧町郡17880番地)					
宮之城ひまわり館(薩摩郡さつる	ま町宮之城屋地	平成30年7	月5日	(木)	
2117番地1)					
阿久根市市民会館(阿久根市塩鶴町	「二丁目2番地)	平成30年7	月12日	(木)	
宮之城ひまわり館(薩摩郡さつる	ま町宮之城屋地	平成30年7	月18日	(水)	
2117番地1)					

鹿児島県北薩地域振興局出水庁舎(出水市昭和町 18番18号)	平成30年7月25日(水)
鹿児島県北薩地域振興局本庁舎(薩摩川内市神田 町1番22号)	平成30年8月5日(日)
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局本庁舎(姶良市加 治木町諏訪町12番地)	平成30年7月15日(日)
霧島市溝辺公民館グリーン文化ホールみそめ館 (霧島市溝辺町麓3391番地)	平成30年7月17日(火)
いきいきセンターくりの郷(姶良郡湧水町米永 411番地1)	平成30年7月19日(木)
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎(伊佐市 大口里53番地1)	平成30年7月25日(水)
霧島市牧園農村活性化センター(霧島市牧園町宿 窪田813番地11)	平成30年8月2日(木)
鹿児島県姶良・伊佐地域振興局伊佐庁舎(伊佐市 大口里53番地1)	平成30年8月5日(日)
霧島市民会館(霧島市国分中央三丁目8番1号)	平成30年8月9日(木)
鹿屋市農業研修センター(鹿屋市札元一丁目21番 7号)	平成30年7月8日(日)
志布志市有明地区公民館(志布志市有明町野井倉 1756番地)	平成30年7月10日(火)
垂水市市民館(垂水市旭町61番2号)	平成30年7月19日(木)
鹿屋市農業研修センター (鹿屋市札元一丁目21番 7号)	平成30年7月23日(月)
肝付町文化センター (肝属郡肝付町前田1020番地)	平成30年7月31日(火)
末吉総合センター (曽於市末吉町諏訪方8127番地)	平成30年8月5日(日)
錦江町文化センター(肝属郡錦江町城元910番地)	平成30年8月10日(金)
鹿児島県熊毛支庁屋久島庁舎(熊毛郡屋久島町安 房650番地)	平成30年7月8日(日)
鹿児島県熊毛支庁舎(西之表市西之表7590番地)	平成30年7月10日(火)
中種子町立中央公民館(熊毛郡中種子町野間5186番地)	平成30年7月12日(木)
鹿児島県大島支庁舎(奄美市名瀬永田町17番3号)	平成30年7月8日(日)
きゅら島交流館 (大島郡瀬戸内町古仁屋船津33番地)	平成30年7月12日 (木)
徳之島町役場(大島郡徳之島町亀津7203番地)	平成30年7月19日(木)
知名町役場(大島郡知名町知名307番地)	平成30年7月24日(火)

### ② 第2回適性試験及び講習

場	所	期	日	開始時刻
鹿児島県庁講堂	(鹿児島市鴨池新町10番1号)	平成30年9月	2日(日)	午前9時

### 2 対象者等

### (1) 対象者

鹿児島県内に住所を有し、平成30年9月14日まで有効である法第43条の狩猟免許又は法第51条第3項の規定により更新された狩猟免許を受けている者で、その狩猟免許(以下「更新対象免許」という。)の更新を受けようとするもの

#### (2) 更新対象免許以外の狩猟免許の更新

更新対象免許と種類及び有効期間が満了する日の異なる狩猟免許を併せて受けている者は,当該更新対象免許の更新の際に,当該更新対象免許以外の狩猟免許についても更新することができる。

#### (3) 適性試験の免除

認定鳥獣捕獲等事業に従事する者であって、狩猟について必要な適性を有することが確 認された者については、適性試験を免除する。

- 3 適性試験及び講習を受けるための手続
  - (1) 提出書類等
    - ア 狩猟免許更新申請書
    - イ 銃砲刀剣類所持等取締法 (昭和33年法律第6号) 第4条第1項第1号の規定による許 可を現に受けている者にあっては、猟銃・空気銃所持許可証の写し
    - ウ 次の切から切までに該当する者でない旨の医師の診断書(銃砲刀剣類所持等取締法第 4条第1項第1号の規定による許可を現に受けている者は、提出を要しない。)
      - (が) 統合失調症, そううつ病(そう病及びうつ病を含む。), てんかん(発作が再発す るおそれがないもの,発作が再発しても意識障害がもたらされないもの及び発作が睡 眠中に限り再発するものを除く。) その他自己の行為の是非を判別し, 又はその判別 に従って行動する能力を失わせ、又は著しく低下させる症状を呈する病気にかかって いる者
      - (イ) 麻薬, 大麻, あへん又は覚醒剤の中毒者
      - (ウ) 自己の行為の是非を判別し、又はその判別に従って行動する能力がなく、又は著し く低い者(切)又は(切に該当する者を除く。)
    - エ 写真(申請前6月以内に撮影した無帽,正面,上三分身,無背景の縦の長さ3.0セン チメートル,横の長さ2.4センチメートルのもので、その裏面に氏名及び撮影年月日を 記載したもの) 1枚
    - オ 狩猟免許更新申請手数料 2,900円(2,900円分の鹿児島県収入証紙を免許更新申請書 に貼り付けて提出すること。なお、提出書類等を受理した後は、狩猟免許更新申請手数 料は返還しない。)
    - カ 82円分の切手
  - (2) 提出書類等の提出先

申請者の住所地を管轄する地域振興局又は支庁

なお、送付の方法により提出する場合は、封筒の表面に「狩猟免許更新申請書在中」と 朱書し、書留郵便とすること。

- (3) 提出書類等の提出期間
  - ア 第1回適性試験及び講習を受けようとする者

平成30年5月7日(月)から各場所の適性試験及び講習の期日の10日前(その日が県 の休日に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日)までのそれぞれ の日(県の休日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までとする。

イ 第2回適性試験及び講習を受けようとする者

平成30年7月23日(月)から同年8月24日(金)までのそれぞれの日(県の休日を除 く。) の午前8時30分から午後5時15分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、それぞれの提出期間の最終日の消印のある ものまで受け付ける。

4 免許更新申請書の用紙の交付

免許更新申請書の用紙は,鹿児島県環境林務部自然保護課,各地域振興局,各支庁,一般 社団法人鹿児島県猟友会、同会各支部及び各地区猟友会において交付する。

なお、免許更新申請書の用紙の請求を送付の方法により行う場合は、宛先及び郵便番号を 明記し、82円分の切手を貼った返信用封筒を同封すること。

- 5 その他
  - (1) 免許更新申請書を受理し、受験資格があると認めた者に対して適性試験及び講習の場所 及び期日を指定した受験票を交付するので、指定された場所及び期日において適性試験及 び講習を受けること。

なお、適性試験及び講習を受ける際は、受験票を必ず持参すること。

(2) 指定された適性試験及び講習の場所又は期日の変更を希望する場合は、提出書類等の提 出先に対する申出により、その変更を認める。

なお、変更の申出は、指定された適性試験及び講習の期日の3日前(その日が県の休日 に当たるときは、その日前において最も近い県の休日でない日)までになされた場合に限 り受け付ける。

- (3) 第1回適性試験又は第2回適性試験に合格した者には,更新を申請した者の現に有する 狩猟免状と引換えに,新たな狩猟免状を後日交付する。
- (4) 狩猟免許更新に係る適性試験及び講習に関する照会は、鹿児島県環境林務部自然保護課 (電話099-286-2111内線2616), 各地域振興局, 各支庁, 一般社団法人鹿児島県猟友会 (電話099-222-9449), 同会各支部又は各地区猟友会に対して行うこと。

大規模小売店舗の届出について市町村から聴取した意見に関する公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第8条第1項の規定に より鹿児島市長から次のとおり意見を聴取したので、当該意見を平成30年4月20日から1月間、 鹿児島県商工労働水産部商工政策課において縦覧に供する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

1 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

山形屋

鹿児島市金生町3番1号

- 2 意見の対象となった届出及び届出年月日 法第6条第2項の規定による届出事項の変更に関する届出 平成29年11月24日
- 3 意見の概要
  - (1) 従業員や店舗利用者に対し、公共交通を周知するとともに、その利用を促すよう努める
  - (2) 駐車場の変更にあたっては、来店者をはじめ周辺地域の交通安全対策に万全を期すとと もに、防犯、騒音対策等も含めた良好な生活環境の保持についても充分な対策を講ずるこ
  - (3) 路外駐車場の設置にあたっては、駐車場法第11条及び第12条に該当する場合は必要な手 続きを行うこと。

競争入札の参加者の資格に関する公告

平成30年度において、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成7年政令第372号)の規定が適用される調達契約の締結が見込まれるので、当該調達契 約に係る一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に参加する者に必要な 資格等について,次のとおり公告する。

平成30年4月20日

鹿児島県知事 三反園訓

調達をする物品等の種類 物品の購入 (製茶機械)

2 競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

なお、調達をする物品等の特質により、次に掲げる要件以外に必要な要件を定めることが ある。

- (1) 物品の購入等に係る競争入札参加資格審査要綱(昭和52年鹿児島県告示第166号。以下 「資格審査要綱」という。)第3条第3項の規定により入札参加資格を有すると決定され た者であって、当該資格を入札書の提出期限の時点で有するものであること。
- (2) 入札書の提出期限の時点で資格審査要綱第2条第1項各号のいずれにも該当しない者で あること。
- 3 入札参加資格審査の申請の方法, 時期等 競争入札に参加しようとする者で2の(1)に該当しないものは、次に掲げるところにより、

資格審査要綱に基づく知事の資格審査を受け、入札参加資格を得なければならない。

(1) 申請の方法

資格審査要綱第2条第2項に規定する入札参加資格審査申請書に同項各号に掲げる書類 を添付して、直接又は郵便若しくは民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年 法律第99号) 第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特 定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便により提出するものとする。

(2) 申請書類の入手・提出場所及び申請に関する問合せ先

鹿児島県出納局管財課調達係

鹿児島市鴨池新町10番1号 郵便番号 890-8577

電話番号 099-286-3826

ファックス番号 099-286-5643

(3) 申請書類の受付期間

平成30年4月20日から同年5月18日までのそれぞれの日(県の休日を除く。)の午前8 時30分から午後5時までとする。

なお、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札参加資格審査が競争入 札に間に合わないことがある。

(4) 入札参加資格審査を受けることができない者

資格審査要綱第2条第1項各号のいずれかに該当する者は、入札参加資格審査を受ける ことができない。

(5) 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格審査結果の通知書を郵便により送付する。

- (6) 申請書類の作成において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨とする。
- 4 入札参加資格の有効期間

入札参加資格を取得した日から平成30年9月30日までとする。

5 競争入札の公示の方法

競争入札を行う場合は、鹿児島県公報により公告する。

### 教育委員会告示

#### 鹿児島県教育委員会告示第1号

鹿児島県文化財保護条例(昭和30年鹿児島県条例第48号)第4条第1項,第25条第1項及び 第30条第1項の規定により,次の表に掲げる文化財を鹿児島県指定有形文化財,鹿児島県指定 無形民俗文化財、鹿児島県指定史跡及び鹿児島県指定天然記念物に指定する。

平成30年4月20日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

有形文化財 (建造物)

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
旧東郷医院	志布志市志布 志町志布志一 丁目 5 - 10	東郷實昌	旧東郷医院は、木造2階建てで、壁面に水平目地を入れた石造風のつくりである。 洋館1階の玄関正面には、貴重なルネッサンス調の木製受付窓口がある。2階の応接室は漆喰仕上げの洋間で、その床板と大広間に至る廊下は、1枚の厚板で帳られ、重厚で貴重な仕上げとして価値がある。 併設する和館とともに町場の近代化を

### 鹿児島県公報

実証する意味で一体的に評価することが でき、近代西洋建築のうち、地方におけ る大正期に建設された洋風医療施設の代 表例として貴重である。

### 有形文化財 (彫刻)

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備    考
く 度がみのみどう もく 久保はきつりゅうどう 造菩薩立像	指宿市西方8161-1	久保地区	本像は、指宿市西方の久保観音堂にまつられているうちの1軀であり、ヒノキ材とみられる針葉樹材製で、一木造り、像高67.4cmの木造菩薩立像である。平安時代後期(12世紀)の作と考えられ、南薩地域では最古に属する仏像である。当該地域や鹿児島県全体の仏教美術史や歴史を知る上で重要な作例であり、廃仏毀釈から毀滅を免れた稀少な仏像として貴重である。

### 有形文化財(書跡・典籍)

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備    考
まとはもまんでれている。 里人ででは、 般若波羅密多	薩摩川内市里町里1593	八幡神社	里八幡神社の大般若波羅密多経は、折り本で、10巻ずつ帙に入れられ、帙毎に千字文で番号が付けられている。折り本は紙高25cm、巾44cmで、行数は23~24行である。貞亨5 (1688) 年に寄進され、300年余という長期間を経たものとしては、全体として良好な状態が保持されている。 廃仏毀釈から毀滅を免れ、全600巻がそのまま残存したことはまさに奇跡であり、貴重な資料である。

### 有形文化財 (考古資料)

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考
まちだぼりいせきしゅっ 町堀 撮跡 出土品	霧島市国分上 野原縄文の森 2-1 鹿児 島県立埋蔵文 化財センター	鹿児島県	町田堀遺跡から出土した縄文時代後期後半の115点の出土品は、西日本初となる橿原文様の施された完形の天附型石刀、中岳II式の時期としては県内最多となる埋設土器、県内初例となる石斧集積遺構などの貴重な資料である。また、ヒスイ製や結晶片岩様緑色岩(クロム白雲母)製の装飾品などは、希少石材の流通という観点からも貴重な資料である。

### 無形民俗文化財

名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備    考
本城花尾神社	鹿児島市本城 町	本城花尾神社,本城棒	本城花尾神社春祭りは、3月初めに行われ、構成は大きく「神事」, 「お田

	会,本城校区コミュニ	唄」、「踊り唄」、「棒踊り」と「田打ち」を中心とした「田遊び」からなっており、豊作祈願の予祝儀礼(行事)と類似する。 なお、棒踊りは、2年に1度、息災安寧と五穀豊穣を願い、奉納されている。 本祭は、お田唄を歌う場所や棒踊りの時の唄など、先祖代々伝えられてきたしきたりに基づいて行われており、貴重なものである。
--	------------	--

### 史跡

名称	所 在 地	所有者又は 管理者	備    考
根占原台場跡	肝属郡南大隅 町 根 占 辺 田 608番 地 1 の 一部	南大隅町	根占原台場跡は、弘化4 (1847) 年に 築造され、薩摩藩の中でも初期に築かれ た台場の一つである。 県内に残る他の台場跡は、新型のキス ト砲架に対応した台場に改修されている のに対し、根占原台場跡は旧式の台場の 形状が残っていることが特徴である。 薩摩藩内における台場の変遷を知る上 で欠かせない、貴重な遺跡である。
中甫洞穴	大島郡知名町 久 志 検 水 窪 662番地	原 佑造	中甫洞穴は、沖永良部島の鍾乳洞の開口部に形成された縄文時代の遺跡である。昭和57年以降、3度の発掘調査が実施され、奄美群島の最古級の土器である爪形文土器が初めて発見されるなど、奄美群島の考古学研究において極めて重要な遺跡である。また、縄文時代早期後半から前期前半以降、断続的に遺跡が形成され、当時の人々が洞穴を生活の場や墓域として利用していたことを示す遺跡として貴重である。

## 天然記念物

> \/\(\(\frac{1}{1}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}2\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}{2}\)\(\frac{1}2\)\(\frac{1}2\)\(\fra						
名 称	所 在 地	所有者又は 管理者	備考			
### \$P\$ ) L	南九州市川辺 町中山田 麓 川用水路(上 之口・田畑・ 麓・下之口)	南九州市	オキチモズクは、暗赤褐色のひも状で 粘性のある淡水紅藻類である。南九州市 川辺町中山田の麓川用水路では、オキチ モズクの生育に適した室温や水質などの 環境が保たれており、用水路の約1kmの 区間で3~6月の時期に点在して見られ る。 絶滅が危惧されている中で、群生して 発生していることから学術上貴重なもの である。			

### 選挙管理委員会告示

### 鹿児島県選挙管理委員会告示第8号

地方自治法(昭和22年法律第67号)及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお,平成29年12月19日鹿児島県選挙管理委員会告示第51号(直接請求の連署に必要な有権 者の数)は,廃止する。

平成30年4月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

左欄	右欄	цукр
地方自治法第74条第1項に基づく条例(地方税の賦		27, 521
課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関		
するものを除く。)の制定又は改廃の請求の連署に		
要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に		
関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者		
の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求		272, 001
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職	鹿児島市・鹿児島郡区	150, 241
の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有	鹿屋市・垂水市区	32, 649
する者の総数の3分の1の数(その総数が40万を超	枕崎市区	6, 184
え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に	阿久根市・出水郡区	8, 995
6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	出水市区	14, 829
得た数とを合算して得た数,その総数が80万を超え	指宿市区	11, 742
る場合にあってはその80万を超える数に8分の1を	西之表市・熊毛郡区	11,844
乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40	薩摩川内市区	26, 442
万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	日置市区	13, 704
	曽於市区	10,614
	霧島市・姶良郡区	37, 197
	いちき串木野市区	8,039
	南さつま市区	9, 929
	志布志市・曽於郡区	12,642
	奄美市区	13,710
	南九州市区	10, 230
	伊佐市区	7,612
	姶良市区	21, 118
	薩摩郡区	6, 189
	肝属郡区	10,816
	大島郡区	17, 040
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求		272, 001
の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超		
える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1		
を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数と		
を合算して得た数		

地方自治法第86条第1項に基づく副知事,選挙管理委員,監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第 1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の 請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万 を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分 の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た 数とを合算して得た数

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第9号

公職選挙法(昭和25年法律第100号)第161条第1項の規定により、個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催できる施設として鹿屋市選挙管理委員会から指定の報告があったので、平成28年5月31日鹿児島県選挙管理委員会告示第11号(個人演説会等を開催することができる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年4月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

表鹿屋市の項に次のように加える。

鹿屋市串良ふれあいセンター	鹿屋市串良町有里507番地1	100	鹿屋市長
鹿屋市串良農村環境改善セン	鹿屋市串良町上小原2619番地	120	全国警備保障株
ター	1		式会社

#### 鹿児島県選挙管理委員会告示第10号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号(不在者投票を行うことができる病院等の指定)の一部を次のように改正する。

平成30年4月20日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 鎌田六郎

1の表28の項を削る。